



令和3年11月発行

宇佐市消防本部

宇佐市大字石田 176 番地

TEL 32-0119 FAX 33-0621

火災件数 8 件 救急件数 1990 件
(令和3年9月30日現在)

知らせる！住宅用火災警報器は命を守る！！

煙や熱を感知して火災を知らせる住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置義務があります。設置や製造から10年が経過しているものは電池切れや故障が起こりやすくなります。また、ほこりをかぶったりしていると感度が下がってしまう場合がありますので、メンテナンスも含めて月に1回程度の点検をお願いします。



ゴミの焼却・野焼きは法律で禁止されています！

・ゴミの野外焼却（野焼き）は、火災やダイオキシンなど有害物質の発生の可能性があり、煙は近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすため、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。違反すると、罰則が科せられる場合があります。※ドラム缶・ブロック囲い・地面に掘った穴での家庭ごみの焼却のほとんどが野焼きに該当します。

一部の例外とは（下記以外の例外行為は市ホームページをご覧ください。）

- ・風俗習慣上又は宗教上の行為を行うために必要な廃棄物の焼却

どんど焼きなど

- ・農業、林業又は漁業を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

わら・刈草などの焼却、伐採した木の枝の焼却など ※造園業植木屋などは含みません。

- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

一般家庭における木の枝・葉の焼却、風呂炊き、バーベキュー

※例外行為であっても、焼却をされる場合は、火災に十分留意して消火するまでその場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮してください。例外行為に該当しても通報等があった場合は、消防車が出動することがあります。

※火災と間違えられないために、火災予防条例で消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」の届出の必要があります。しかし、野焼きを許可するものではありません。



秋季全国火災予防運動を実施します

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災の発生を防止し高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。



実施期間

11月9日(火)～11月15日(月)

4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



救急車の**適正利用**にご協力ください

あなたのチカラを消防団に あなたも消防団に入りませんか！



宇佐市消防団では、地域に根ざす消防団員を募集しています。

「自らの地域は自らで守る」をモットーに、市民が安心・安全に暮らせるよう崇高な消防精神をもって活動しています。入団をお待ちしています。

定期救急講習のお知らせ

- | | |
|-------|---|
| ○講習日時 | 令和3年12月5日(日)
午前9時から12時まで
令和4年3月6日(日)
午前9時から12時まで |
| ○講習場所 | 宇佐消防署 2階会議室 |
| ○講習内容 | 普通救命講習Ⅰ
(心肺蘇生法・AED使用方法・止血法・窒息時の対応など) |

今年度の定期救急講習の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、受講者の制限や講習の中止などの対応をさせていただく場合がありますので、受講を希望される方は事前に宇佐市消防本部 宇佐消防署救急係 までお問い合わせください。